給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号

群馬県桐生市川内町５丁目334番地の９
再生債務者　矢島　義之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月29日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（再ロ）第１３号

沖縄県那覇市松川１丁目13番13号　富山アパート202
再生債務者　伊芸美恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月28日　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第１０１１６号

埼玉県鶴巣市鎌塚１－９－７
再生債務者　吉田　正美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月25日　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１７号

神戸市須磨区千守町２丁目７番６－202号
再生債務者　淺井　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月28日　神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１８号

札幌市中央区北１条西26丁目５番１－1106号
再生債務者　村井　祐喜
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月29日　札幌地方裁判所民事第４部

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成23年４月６日
独立行政法人国立印刷局
理事長　南木　通

大久保修身
井上　満夫
大槻　博志
独立行政法人国立印刷局理事に任命する（各通）
（以上平成23年４月１日）

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年五月十日であり、組織変更後の商号は株式会社コクーンとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年四月六日
東京都目黒区碑文谷三丁目一九番八号
合同会社ビーングース
代表社員　鯉渕　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年四月六日
福岡県福岡市中央区今泉一丁目一〇番二〇号
茶蔵合同会社
代表社員　三品　純子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年五月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社三栄商会とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年四月六日
大分県宇佐市大字和気一〇〇六番地
合資会社三栄商会
代表社員　河野　初弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九千九百万円減少し、金百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年四月六日
東京都渋谷区幡ケ谷三丁目二〇番二－四〇七号
有限会社ボンフリー
代表取締役　吉川　次江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百十二万円減少し八百八十八万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した事業年度はありません。
平成二十三年四月六日
東京都渋谷区神南一丁目二〇番一五号
株式会社Ｉ．Ｏ．ＪＡＰＡＮ
代表取締役　大竹　成子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十九日
掲載頁　五十五頁（号外第六十二号）
平成二十三年四月六日
大阪市西区阿波座一丁目二番二〇号
エヌ・ピ株式会社
代表取締役　畑　美千代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。減少する二百万円は資本準備金とします。
効力発生日は平成二十三年五月九日であり、株主総会の決議は、平成二十三年三月三十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年四月六日
福岡市博多区上川端町一四番二六号
株式会社住らサービス不動産
代表取締役　福井　俊介

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十三年四月六日
東京都豊島区池袋二丁目一六番一三号
株式会社ディーエイチ
代表取締役　杉田　将夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十三年四月六日
長野県松本市大字和田六五三三番地五
株式会社日本ティーエムアイ
代表取締役　加納　千之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十三年四月六日
東京都港区海岸一丁目一六番一号
武蔵ホルト株式会社
代表取締役　稲葉　敏幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十三年四月六日
長野県上伊那郡南箕輪村一六三四番地三〇
小松工業株式会社
代表取締役　小松　栄史